

一般社団法人健康応援隊 定款施行細則 (正会員)

第1章 総則

(目的)

第1条 一般社団法人健康応援隊（以下「当法人」という）の定款の円滑かつ効率的な施行を図るため、一般社団法人健康応援隊定款施行細則（以下「細則」という。）を定める。

第2条 細則を変更又は廃止するときは、理事会の決議を得なければならない。ただし、変更又は廃止する条項が、入会金及び会費の額に関するものであるときは、総会の決議を得なければならない。

第2章 入退会

(入会)

第3条 当法人に入会を希望する者は、入会申込書（WEB登録）の提出と当法人が必要とする書類、当年度の年会費を添えて本会事務局に申込まなければならない。

2 入会申込書は、理事会の決議を得て理事長が別に定めた様式とする。

第4条 正会員の入会申込みは、理事会に報告の上、承認するものとする。

第5条 当法人は、申込者が会費を納入したときは、会員名簿にこれを登録する。

2 本契約は入会月から1年間が有効となる。本契約は原則として自動更新されるものとする。ただし、第7条および第8条に該当した場合、本規定は適用せず、当該規定が実施された月を以て会員サービスは停止され、自動更新されないものとする。

(会員の種類)

第6条 当法人における正会員は以下の通りとする。

正会員	健康に関する有資格者に限り、健康応援隊の活動に参加できる。 様々な研修会や業務を通じてスキルアップをし、現場復帰を目指す会員 ここでいう資格とは、健康に関するものであれば、資格の種類は問わない。
-----	---

2. ただし、当法人の名前を使って、各会員の商品サービスを推進する団体ではない。もし、当該顧客との間で商品・サービスの契約を行う場合は、当法人は関与せず、個別契約するものとする。

(退会)

第7条 会員は、退会しようとするときは、その旨を理事長に届け出なければならない。

2. 次の各号の一つに該当する会員は退会したものとみなす

- 1) 会員の過半数の同意があったとき
- 2) 死亡又は解散したとき
- 3) 除名されたとき
- 4) 特別の理由なく、2年以上会費を納入しないとき

3. 正会員が退会するときは、Healthy Road サイトに掲載している個人ページは全て削除する。

(除名)

第8条 会員が当法人の名誉を著しく傷つけた場合等の正当な理由がある場合には、社員総会において総社員の3分の2以上の議決により、除名することができる。

2. 前項の規定により除名する場合には、当該会員に対し、社員総会の1週間前までに除名する旨の理由を付して通知し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
3. 前項により除名が議決された場合には、当該会員に対し通知するものとする。

第3章 会費等

(会費)

第9条 年会費の額は、次の通りとする。

- 1) 正会員 年間8,800円(税込)
2. 年度の途中で入会した会員は、その月から1年間とする。

(会員特典)

第10条 第9条に定める会員費を納めた者は、以下の特典を付与される。

正会員 年間8,800円(税込)	各種研修・体験に参加することができる 健康応援隊のサービスが会員価格で利用できる Healthy Road サイトに自分のページが持てる 健康講座枠が持てる
---------------------	---

2 当法人の正会員向けサービスは、きっかけ作りの場を提供するものであり、会員特典を正会員が採用するか否かは、正会員自身で判断するものとする。

(会費納入方法)

第11条 第9条に定める会費は、ホームページより入会し、クレジットカード決済とする。

2. 口座振込を希望される方は、専用の用紙に必要事項を記入の上、以下の口座に振込むものとする。 ※振込手数料は振込人負担とする。

[岐阜商工信用組合 蘇原支店 普通口座 2800792 ジャケソウウエント]

(会費納入期限)

第12条 第9条に定める会費は、各クレジットカードの規約に準ずる。

2 口座振込を希望の方は、入会した月の末日までに振り込むものとする。

(会費滞納による会員資格喪失)

第13条 会費を2年を超えて滞納したときは、滞納が生じた年度から正会員の資格を喪失する。

(滞納会費の受入れ)

第14条 滞納会費の納入があったときは、滞納の発生順に充当するものとする。ただし、正

会員資格喪失後、年会費の納入があった場合は再入会とし、当該再入会年度の会費として受入れる。

(会費の不返還)

第 15 条 第 9 条に定める会費を資格の喪失や除名、退会を理由に返還はしないものとする。

第 4 章 その他

(個人情報の取扱い)

第 16 条 当法人及び会員又は本サービスに関係する企業は、サービス実施中又は利用中に知り得た個人情報を厳重に管理し、これを外部に漏洩させてはならない。但し、個人情報保護法により、情報の開示が適正であると判断される場合はこの限りではない。

尚、前項の規定は、退会後も有効となる。

(秘密保持義務)

第 17 条 当法人及び各会員又は本サービスに関係する企業は、サービス実施中又は利用中知り得た、技術上・経営上その他情報及び秘密を当事者の承諾がない限り、第三者に漏洩又は開示をしてはならない。但し、以下のものはこの限りではない。

- ・他の当事者から知得する以前に既に所有していたもの
- ・他の当事者から知得する以前に公知のもの
- ・他の当事者から知得した後に、自己の責めに帰さない事由によって公知とされたもの
- ・他の当事者から知得した後に、開示された情報と関係なく独自に開発されたもの
- ・正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わずに知得したもの

尚、前項の規定は、退会後も有効となる。

(管轄裁判所)

第 18 条 当法人とサービスを利用する会員との間で紛争が生じた場合は、当法人の住所地为管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第 5 章 雑則

(細則改正)

第 19 条 本細則を改正する場合は理事会の承認を得なければならない。ただし、年会費の変更は総会の承認を得なければならない。

2. 本細則に定めのない事項で、この法人の運営に必要な事項は、理事会に諮りこれを定める。

附 則

1. 本細則は令和元年9月9日から施行する。
2. 本細則は令和2年4月1日から施行する。
3. 本細則は令和3年4月1日から施行する。
4. 本細則は令和4年4月1日から施行する。